三　廃止措置の対象となることが見込まれる使用施設等及びその敷地
四　前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法
五　廃止措置に係る核燃料物質の管理及び譲渡し
六　廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除去（核燃料物質による汚染の分布とその評価方法を含む。）
七　廃止措置において廃棄する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の発生量の見込み及びその廃棄
八　廃止措置に伴う放射線被ばくの管理
九　廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等
十　廃止措置期間中に機能を維持すべき使用施設等及びその性能並びにその性能を維持すべき期間
十一　廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法
十二　廃止措置の実施体制
十三　廃止措置に係る品質保証計画
十四　廃止措置の工程
十五　廃止措置実施方針の変更の記録（作成若しくは変更又は第六条の二の三の規定に基づく見直しを行つた日付、変更の内容及びその理由を含む。）

（廃止措置実施方針の公表）

**第六条の二の二**　法第五十七条の四第一項及び第三項の規定による公表は、廃止措置実施方針の作成又は変更を行つた後、遅滞なく、インターネットの利用により行うものとする。

（廃止措置実施方針の見直し）

**第六条の二の三**　令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する使用者は、少なくとも五年ごとに、廃止措置実施方針の見直しを行い、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

（廃止措置計画の認可の申請）

**第六条の三**　法第五十七条の五第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　工場又は事業所の名称及び所在地
三　廃止措置の対象となる使用施設等（以下「廃止措置対象施設」という。）及びその敷地
四　前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法
五　核燃料物質の管理及び譲渡し
六　核燃料物質による汚染の除去
七　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄
八　廃止措置の工程

［条を加える。］

［条を加える。］

（廃止措置計画の認可の申請）

**第六条の二**　法第五十七条の六第二項の廃止措置計画の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［号を加える。］
［号を加える。］
［号を加える。］

一　解体する使用施設等及びその解体の方法
二　核燃料物質の譲渡しの方法
三　核燃料物質による汚染の除去の方法
四　核燃料物質によつて汚染された物の廃棄の方法

［号を加える。］